

令和9年4月1日採用 利根町職員を募集します！！

募集区分	予定員数	受験資格など
一般行政職 (一般事務)	若干名	平成12年4月2日以降に生まれた方で、高等学校、短期大学、または大学を卒業した方(令和9年3月卒業見込みの方を含む)
<b>【積極採用枠】</b> 一般行政職 (土木事務) (建築事務)	若干名	主として、土木事務または建築事務の業務に従事 平成3年4月2日以降に生まれた方で、高等学校、短期大学または大学で土木または建築に関する学部・学科を卒業した方 (令和9年3月卒業見込みの方を含む)

※地方公務員法第16条(欠格事項)に該当する方は、受験できません。

試験概要

- ▶第1次試験 書類選考(履歴書・エントリーシート)  
※第2次試験・第3次試験については、合格者に別途通知します。
- ▶給与(基本給) 一般行政職 高校卒20万3000円 短大卒21万6,500円 大学卒23万2,000円  
※学校卒業後、一定の経験年数がある方は、上記金額(令和8年4月1日現在)に一定額が加算されます。(その他、各種手当あり)
- ▶申込方法 6月22日(月)から、総務課人事給与係で申込書類を配布します。また申込書類は町公式ホームページに掲載しますので、必要事項を記入のうえご提出ください。  
※郵送請求も可。詳細はお問い合わせください。
- ▶申込期間 7月1日(水)～8月3日(月) 8:30～17:15(土・日、祝日を除く)  
※郵送申し込みの場合は、8月3日(月)必着
- ▶問い合わせ 総務課 人事給与係 ☎68-2211(内線312)  
※詳細は、6月22日以降に町公式ホームページをご確認ください。

クリーンプラザ・龍からのお知らせ

▼可燃ごみの処理状況について(表1)  
龍ヶ崎市・利根町・河内町から排出された可燃ごみの焼却量は、令和7年度は32354tで、令和6年度と比較して288t減少しました。また、令和7年度は設備の故障により、焼却灰および飛灰416tを外部搬出したこともあり、最終処分場への埋立量は、令和7年度は2359m<sup>3</sup>で、令和6年度と比較すると381m<sup>3</sup>減少しました。  
引き続き、ごみの減量にご協力をお願い致します。

表1 可燃ごみ処理状況

項目	単位	令和6年度	令和7年度
可燃物焼却量	t	32,642	32,354
焼却灰・飛灰の溶融処理量	t	2,481	2,099
灰の外部搬出量(焼却灰・飛灰)	t	—	416
埋立量(スラグ・ダスト固化物・不燃残渣・土)※	m <sup>3</sup>	2,740	2,359
埋立累計量	m <sup>3</sup>	90,859	93,218
埋立残余容量	m <sup>3</sup>	27,541	25,182

※最終処分場の埋立容量は118,400m<sup>3</sup>です。  
※令和6年度に実施した最終処分場の測量結果に基づき一部の数値については見直しをしています。

表2 排ガス測定結果(4回の平均値)

項目	単位	国の排出基準	令和6年度	令和7年度
ばいじん量	g/m <sup>3</sup> N	0.15以下	0.002	0.002
硫黄酸化物	ppm	3,220以下	3	4
塩化水素	ppm	430以下	17	22
窒素酸化物	ppm	250以下	28	23
一酸化炭素	ppm	100以下	5	5
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	5以下	0.0004	0.0023

※測定値が定量下限値未満の場合は、定量下限値を測定値とみなして平均値を算出しています。  
※ダイオキシン類の測定結果は2回の平均値です。  
ng(ナノグラム):10億分の1グラム  
N(ノルマル):0℃、1気圧に換算した時の値  
ppm(パーセント・ミリオン):百万分の1を表す割合の単位  
TEQ(ティー・イー・キュー):ダイオキシン類全体に含まれる毒性の強さを表す

▼排ガスの測定結果について(表2)  
ごみ焼却施設における排ガス中の有害物質の測定を、令和7年度中に4回(ダイオキシン類は2回)実施しました。測定結果は、いずれの項目においても国の排出基準を大きく下回っていましたが、今後とも「クリーンプラザ・龍」は、周辺住民の皆さま方に安心していただけるように、公害防止対策に万全を期するとともに、公害自動監視盤で有害物質測定値を常時表示するなど、開かれた施設として運転管理を行います。  
▼問い合わせ  
龍ヶ崎地塵芥処理組合 管理課施設G  
☎0297-601777

国民年金保険料免除・納付猶予の申請について

保険料を納め忘れの状態で、障がいや死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、役場保険年金課窓口で手続きをしてください。

▼受付期間  
保険料免除・納付猶予申請の受け付けは、7月1日から開始され、令和8年7月から令和9年6月分までの期間を対象として審査を行います。また、過去の期間については、申請日の2年1カ月前まで申請できます。

▼注意事項

- 未納期間がある方などは、役場保険年金課窓口へご相談ください。
- ※保険料を未納のままにすると、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(被保険者本人、配偶者および世帯主)の財産が差し押さえられる場合があります。
- ▼提出書類  
(1)マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カード)  
(2)窓口に来庁される方の本人確認書類(運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、在留カードなど)  
(3)基礎年金番号がわかる書類(年金手帳、基礎年金番号通知書など)をご

重度心身障害者・ひとり親家庭の医療福祉費受給者証をお持ちの方へ

新しい受給者証を送付します

重度心身障がい者・父子家庭の父子・母子家庭の母子として、医療福祉費支給制度(マル福制度)の対象となっている方の資格は、毎年6月末日で更新となります。

7月からの資格は、前年の所得や世帯状況を確認後、該当・非該当にかかわらず、判定の結果を6月下旬に通知します。

▼対象者

- 【重度心身障がい者】  
①身体障害者手帳1級、2級、内部障害3級の方  
②療育手帳Aまたは①の方  
③障害年金1級の方  
④精神障害者保健福祉手帳1級の方など

※65歳以上の方は「後期高齢者医療保険被保険者」に限り対象となります。  
【ひとり親家庭の母子・父子】  
子が18歳になる学年末まで

※重度障がいの場合および高校在学の場合は20歳まで

▼更新の判定結果が「該当」の方

7月1日からお使いいただく受給者証を、6月下旬に送ります。

▼更新の結果が「非該当」の方

来年度の6月30日まで助成の対象となりません。非該当となる旨の通知を送ります。

なお、次年度の更新については自動的に判定を行います。



▼窓口で更新手続きが必要な場合  
上記の手続きが必要な方には、6月中に案内を送付しますので、記載内容を確認のうえ、役場保険年金課までお越しください。  
①令和8年1月1日時点で、所得判定に必要な方の住民登録が利根町にない方。(転入した方など)  
②所得判定に必要な方の、令和7年中の確定申告または町・県民税申告がお済みでない方。  
▼問い合わせ  
保険年金課 医療年金係  
☎68-2211(内線176)



持参の上、窓口までお越しください。  
※失業などを理由とする場合は、雇用保険被保険者離職票などを持参ください。  
制度や申請方法の詳細については、保険年金課窓口または日本年金機構ホームページでご確認ください。  
▼問い合わせ  
・土浦年金事務所 国民年金課(土浦市小松1-3-33ハトリビル1-2階)  
☎029-825-1170  
自動音声に従って【2】のあとに【2】を押してください。  
・保険年金課 医療年金係  
☎68-2211(内線177)